

第三者評価結果詳細		
共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織		
1 理念・基本方針		
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 「児童一人ひとりが持っている力を最大限発揮でき、退所後に自立生活が営める力を育めるよう支援します。児童の権利擁護と権利侵害の防止に努め、児童の最善の利益の実現をめざします。」を施設の基本理念に掲げている。理念の実践に向けた5項目の援助方針を明示し、「三春学園児童援助計画」に明記し職員に配付している。また、年度初めの職員会議で説明し周知している。入所児童には基本理念を明記したパンフレットを用いてわかりやすく丁寧に説明し、生活のしおりに理念に沿った生活支援の内容を具体的に説明し理念の周知に努めている。		
2 経営状況の把握		
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 「横浜市中期計画2022-2025」に、「すべての子どもたちの未来を創る街づくり」を戦略に掲げ、児童養護施設運営の政策を明示している。当該施設は横浜市直営の児童養護施設であり、「困難な状況にある子ども・家庭への支援」「児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実」を施設運営の政策としている。「令和5年度子ども青少年局運営方針」に政策ごとの達成目標を掲げ、目標達成に向けた組織運営について明記している。被虐待等で支援が困難な児童の増加傾向の中で、困難事例の受け入れに努めている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 横浜市の「令和5年度子ども青少年局運営方針」の達成目標を受けて、「令和5年度横浜市三春学園児童援助計画」を策定し重点課題を明示している。令和5年度は、「児童の人権を守り権利侵害を防止する取組を継続して行います」「小規模ユニットケアユニットの安定運営を図ります」「これからの学園の養育あり方を、学園全体で検討します」等の5項目の課題を設定し、課題の達成に向けて取り組んでいる。		
3 事業計画の策定		
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 「横浜市中期計画2022-2025」を策定している。中期計画は、今後さらに顕在化・深刻化しそうな課題を明示し、それが解決された姿を「共に目指す都市像」として描いている。ともに目指す都市の実現に向けた基本戦略を掲げ、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の4年間に重点的に取り組む38の政策を明示している。		
②	5 中・長期計画を踏まえた半年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 「横浜市中期計画2022-2025」を受けて「令和5年度子ども青少年局運営方針」が策定されている。子どものより良い育ちを社会全体で支える取組を着実に進めていくとともに、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行うことを明記している。子どもたちの健やかな成長を守り、安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進することをうたっている。子ども青少年局の運営方針を受けて、児童養護施設三春学園の半年度の児童援助計画を策定している。児童援助計画に、三春学園入所児童の人権を守り心身ともに健やかな成長発達を支援し、退所した児童等のアフターケアを行うことを明示している。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 三春学園児童援助計画は、毎年12月に年度ごとの援助計画の達成状況を援助検討部会で評価し、ブロックごとの全職員に周知し、1月に次年度の施設の援助計画を援助検討部会で話し合い原案を作成している。2月にブロックごとに全職員が意見を出し合い援助検討部会でとりまとめ、全職員が参加する職員会議で決定している。援助計画に掲げた重点課題への対策に向けて、係長及び個々の職員の行動計画を作成している。行動計画は個々の職員の目標管理に繋がり、行動計画の成果及び課題の評価が援助計画達成の組織的な取り組みとして定着している。		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>【コメント】</p> <p>令和5年度施設の児童援助計画の重点課題に、「児童の人権を守り権利侵害を防止する取組みを継続して行うこと」を掲げている。職員は、年2回「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト」を活用し自らの行動や言葉遣いを振り返り、児童の権利擁護を明記した援助計画に沿った支援に努めている。職員は児童に対しては適時児童の状況に応じて援助計画の意味を分かりやすく説明しているが、保護者への説明は施設の特性上行っていない。保護者会の開催等を検討し、保護者の理解を深める取組みが期待される。</p>		
<p><b>4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</b></p>		
<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>【コメント】</p> <p>年1回、児童ヒアリングを実施している。ブロックの代表によるヒアリング委員会を設置し、子どもの意見や要望の把握に努めている。ヒアリングは小学生低学年以上の全児童を対象に実施しており、必要に応じて2次面接を行い、子どもの「思い」に沿った支援に努めている。また年2回職員を対象に、人権擁護のためのチェックリストによる自己チェックを実施している。自己チェックの結果を分析し、児童の写真撮影の注意事項等の課題を整理して対策を講じている。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は、児童ヒアリングの結果や日々の支援の結果をブロック会議や代表者会議で話し合い情報共有を図っている。児童の一人ひとりに向き合い、児童自立支援計画を策定し個々の支援課題に取り組んでいる。虐待を受け大人への信頼感を失くしている児童は、表面的な満足度調査では本当の気持ちを出してくれない状況にあることに配慮し、職員は日々のブロックごとの小規模グループケアの特性を活かしたきめ細かな支援の中で児童の思いを把握し、児童が安心できるように支援している。</p>		
<p><b>II 施設の運営管理</b></p>		
<p><b>1 施設長の責任とリーダーシップ</b></p>		
<p>(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「横浜市人材育成ビジョン」を整備し、全職員に求められる「職員像」を明示し、また、職位ごとに求められる役割を明示し全職員に周知している。園長は、毎年度「行動計画」を策定し、施設の運営管理に関する方針と取組みを明確にし、職員に周知している。園長は年3回の係長との面談及び年1回の全職員との面談を通して、個々の職員の行動計画の達成状況を把握し、また、職員会議、ブロック会議、代表者会議、連絡会、三春学園検討会等各種会議に出席し、課題や対策を明確にして三春学園児童援助計画の推進を図っている。</p>		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「横浜市が目指すコンプライアンス」をホームページに掲載している。横浜市では「単に法令を遵守するにとどまらず、市民や社会からの要請に全力で応えていくこと」をコンプライアンスと位置づけ、職員行動基準を定めコンプライアンスを重視する職場風土の醸成に努めることを明示している。園長は毎月開催のこども青少年局のコンプライアンス委員会に出席し、施設運営に係る法令等に関する情報把握に努め職員に周知している。また、こども青少年局主催の研修年間計画で、組織マネジメント講習の一環としてコンプライアンス研修を実施している。</p>		
<p>(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>【コメント】</p> <p>今年度より「三春学園検討会」を開催している。検討会は児童養護施設の将来像に視点を置いて、児童の養育の質の向上を目指すことを目的にしている。検討会はブロックチーフを含む参加を希望する職員をメンバーとし毎月開催している。令和5年度は、児童のブロック編成、ルールの見直し・守らせ方、養育の方向性、職員研修、児童相談所との連携等のテーマを設定し、グループワークによる職員間の情報の共有を図っている。スマートフォンやWiFi利用等に関するルールの意味等について考え、児童を取り巻く社会状況の変化の中で何故このルールは必要なのかを検討する機会にしている。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市の制度の中で人事・労務・財務に関する目標達成に向けた組織運営を行っている。「令和5年度こども青少年局運営方針」に、令和5年1月に策定された「行政運営の基本方針」を踏まえ、持続可能な市政の実現に向けて職員一人ひとりが、市民目線とスピード感を持って業務に取り組むことができるように組織運営を行うことを明示している。また、職員一人ひとりが従来の行政運営からの転換を意識し、デジタル化やデータの活用等効率的・効果的な手法を導入することを明記し、責任職は、計画的な年次休暇の取得や長時間労働の是正を図り、ワークライフバランスの実現を図ることを明記している。</p>		

2 福祉人材の確保・育成		第三者 評価結果
<b>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b>		
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市の制度のなかで人材確保を行い、児童養護施設の職員配置基準に沿って配属されている。非常勤職員は三春学園が独自に採用している。職員配置は法定よりも加配しており、人員体制の充実に努めている。「横浜市人材育成ビジョン」を策定している。市職員に求められる「職員像」を明示し、行政職員としての職位ごとに求められる役割を明確にしている。また、人材育成ビジョンでは「人材こそが最も重要な経営資源」などの3項目の人材育成基本方針を定め、組織的な人材育成を進めている。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市の人事制度に基づいている。横浜市はOJTを人材育成の中心に据え、「人事考課」「研修」「人事異動」を別々のものと捉えるのではなく、目標を設定し、日々の業務に取り組む中で成長し(人事考課)、強みを伸ばし弱みを克服し(研修)、異動先で能力を発揮する(人事異動)を基本としている。昇任は職員の意欲や能力、実績に基づき実施している。一般職員の職位は3段階あり、昇任試験は職種・学歴・性別にとらわれることなく、公平に受験の場を与えられている。三春学園では、人事基準や処遇水準について職員に明示し、職員の意向を聞くしくみを整備している。</p>		
<b>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</b>		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市の制度の中で就業規則を職員に周知している。横浜市では、「横浜市職員のワークライフバランス・ポテンシャル発揮推進プログラム・拡充プラン(通称We(ウイ)プラン)」に基づき、性別にかかわらず、また、子育てや介護等のさまざまなライフステージに柔軟に対応しながら、全ての職員が、意欲と能力を最大限に発揮できる組織づくりを進めている。横浜市職員の年間20日の年次休暇の取得率は令和3年度は79.8%であり、令和7年度に100%の達成を目標に設定している。年次休暇制度の他に、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出生支援休暇、出産休暇、介護休暇、育児休業制度、配偶者同行休業等が完備している。</p>		
<b>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</b>		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市は、全職員を対象にした人材育成ビジョンと専門職別(保育士、社会福祉職)の人材育成ビジョンを策定し職員に周知している。人材育成ビジョンには、「人材こそが最も重要な経営資源である」「OJTを人材育成の中心に据えた人材育成体系に基づく取組を推進する」等の人材育成の基本方針を明示している。施設は、市の目標管理制度を実施しており、人材育成ビジョンに基づいて、職員全員が年度毎に業務目標を定めて目標管理シートを作成している。年間計画に基づき上司面談を実施し、達成状況の確認を行っている。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「横浜市職員行動基準」に期待する職員像を明示し全職員に周知している。「職種別人材育成ビジョン」により、専門職種別に求められる職員像が示されている。職員研修は、横浜市総務局が策定した「横浜市研修計画」に基づき、「人材育成につながるコミュニケーション」を重点取組みのテーマに掲げ、各種研修を実施している。また、子ども青少年局の年度ごとの研修・研究年間計画を策定している。階層別の研修プログラムを明示し職員に周知している。また、横浜市が主催する研修以外にも多数の外部研修受講の機会があり、職員派遣調整担当者を置き、受講調整を行っている。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市は、社会福祉職の専門能力育成のための研修を整備している。1年目職員はケースマネジメントの手法を学び、2年目は権利擁護の視点を学ぶ等、階層別研修で福祉専門職としての知識・技術を習得する機会を提供している。三春学園では、研修担当者を置き、各種研修の職員派遣調整や受講状況を把握している。個々の職員が必要な研修に参加することができるよう、職歴を考慮し調整している。施設に新任職員が配属された際は、同ブロックで任命された育成担当が直接育成に当たると、チーフ等によるブロック内でのフォロー体制を設けている。</p>		
<b>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</b>		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「横浜市福祉関連施設における社会福祉系学生の実習指導要綱」を策定し、実習受け入れの条件や実習期間、実習生の義務及び注意事項等について明示し実習生の指導に当たっている。三春学園は実習指導要綱に基づいて主に保育士実習の受け入れをしている。実習生受け入れに際し、学校と施設との間で協定書を取り交わしている。施設は、保育士実習生を年間10校・20名超受け入れしている。また、外部の実習指導者養成研修に、職員を派遣している。</p>		
<b>3 運営の透明性の確保</b>		

<b>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<b>【コメント】</b> 横浜市のホームページに、理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算・決算情報、苦情解決の仕組み等を開示している。施設は、施設紹介パンフレットを作成しており、入所対応等の必要に応じて配布している。また、入所している児童が通う小学校では、PTA総会の場で年1回程度、施設概要を説明する機会を得て施設の理解に努めている。また、毎年卒業式の場で行われる児童による呼びかけの中で、三春学園についても触れてきている。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<b>【コメント】</b> 横浜市の年度ごとの「財務監査等計画」を策定しホームページに開示している。令和5年度の財務監査は、「現金出納検査」「内部統制評価報告書審査」「決算審査」「基金運用状況審査」「健全化判断比率等の審査」「資金不足比率等審査」「財務監査」「行政監査」「財政援助団体等監査」等を実施することを明示し、項目ごとの財務監査の実施日と公表日がホームページに掲載されている。また、5名の横浜市の監査委員がホームページに開示されている。		
<b>4 地域との交流、地域貢献</b>		
<b>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<b>【コメント】</b> 横浜시는、地域との関わり方の基本的な考えについて、横浜市中期計画等において明示し、市民に対して発信している。子どもの個別ニーズに対し、買い物、通院、通学、習い事、通塾等、地域の社会資源を利用できるよう調整し支援している。地域の神社の祭礼、夏祭り、神輿、サマーフェスタ、花火大会、ロードレース等、多くの行事への参加機会を得ている。近隣施設である子どもログハウス行事への参加機会もある。小中学校による、登校時の安全確認の旗振りやバトロールに職員を派遣し協力している。また、学校の友人が施設に遊びに来られるよう、遊び場所など子ども向けのルールを設けて対応している。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<b>【コメント】</b> 施設は、横浜市子ども青少年局の通知「アルバイト採用、ボランティア等登録にかかる面接時のチェックポイント・登録手順」および「ボランティア活動規約」に基づき、ボランティアを受け入れている。ボランティア向けに説明資料を用いて、オリエンテーションを随時行っている。ボランティア登録管理体制を採用し、退職者や元入居者、地域の習い事講師、学生などが登録している。施設の特性上積極的な募集活動をしていないが、ボランティア志願者が一定数確保できている。また、地域の学校・子どもログハウス等利用施設との継続的な関係づくりに取り組んでいる。		
<b>(2) 関係機関との連携が確保されている。</b>		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<b>【コメント】</b> 園長は、小中学校の運営協議会（3～4回/年）、子どもログハウスの運営会議（2回/年）、虐待防止連絡会に委員として出席し、各機関との連携に努めている。会議の結果を、必要に応じて職員会議や代表者会議等で職員に周知し共有している。また、児童相談所や子どもが通う小中学校との定期的な連絡会に出席し（2～3回/年）、共通課題の解決に向けて連携し取り組んでいる。毎年度末、施設から小中学校に対し、子どものクラス編成に関して必要に応じて情報提供し、入所している児童の状況への理解に配慮するように要請している。		
<b>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</b>		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<b>【コメント】</b> 小・中学校との連絡会に出席するなど関係機関や団体との連携を通して、地域の当施設に対する要望や施設へのニーズの把握に努めている。子どもが退所した後に地域での生活を可能にするために、生活力の強化に向けた育成、進学や就職への本人のニーズへの支援等の課題への対応が求められている。施設ではアフターケア担当職員を配置し、退所者の相談窓口を設定し、地域の関係機関と連携し本人の希望に沿った支援に努めている。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<b>【コメント】</b> 地域の小中学校と連携し、社会的養護のもとで生活している児童の特性や、児童の背景にあるものの理解と対応に関するノウハウ等、施設の専門性の地域への還元を努めている。また、地域活動への施設開放として、自治会のお祭りの集金や物品仕分けの場を提供したり、オリエンターリングのチェックポイントを担ったりしている。地域イベントへは、入居している子どもや職員が積極的に参加している。また、金沢区の福祉避難所として委託を受けており、定員20人の受け入れを想定し、施設内倉庫に備品や食料（3日分）を保管している。		
<b>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</b>		
<b>1 子ども本位の養育・支援</b>		

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市の人材育成ビジョンに、子どもの尊重や基本的人権の配慮についての研修を計画的に実施すること等の職員の基本姿勢を明示し職員に周知している。全国児童養護施設協議会(全養協)の倫理綱領とチェックリストを用いて、年に2回、定期的に子どもの人権への配慮について全職員を対象に自己チェックを実施し、職員の人権擁護に関する意識の強化と注意を喚起している。チェックリストは、人権擁護・人権侵害防止のための点検事項36項目、性的虐待防止11項目で構成されている。チェックの結果を集約し課題を職員会議で共有し対応策を検討している。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どものプライバシーを守り、安心して生活できるよう、居室の個室化を推進している。子どもに対し入所前に「生活のしおり」を用いて、「ドアをノックしながら名前を呼び、返答があるのを待つ」など具体的に明示しプライバシー保護について説明している。職員は、プライバシー保護の大切さを伝え、入所同意を得るようにしている。また、入所後は、生活の中で職員による子どもへのプライバシー保護の声かけを心がけ、徹底を図っている。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は、施設パンフレットを用いて、「施設は、児童一人ひとりが持っている力を最大限発揮できるように、心身ともに健康で安心して生活できる場を提供することを利用者本人に伝えている。説明を受ける人に配慮し言葉遣いを工夫し、利用者が安心してできるように施設紹介を行っている。施設に入所予定の子どもについては、職員が子どもの所に出向き、個別に「生活のしおり」を用いて事前説明する他、施設内の見学を実施している。保護者に対しては、児童相談所と検討した上で、必要に応じて説明や施設見学(外観に留めている)する機会を設けている。</p>		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもに対して、養育・支援の開始や過程において、随時、その子どもの状況に合わせた言葉遣いに配慮し説明の機会を設けている。可能な限り児童の思いや要望を確認し、小遣いのことなど生活を送る上での様々な場面での支援について説明し、児童の自己決定を尊重している。高校生など年齢の高い児童については、日常生活の約束事を明示し、アルバイトや進学などについて適宜確認を行っている。保護者へは、主に児童相談所が施設に代わって説明や質疑応答の対応をしている。</p>		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>措置変更については主に児童相談所が対応している。子どもを他施設へ措置変更する際、一時保護を経てから、児童相談所から直接移動先の施設へ引き継ぐこととなっている。専任のアフターケア担当職員が配置されている。施設を退所した後は、「退所児童支援計画策定マニュアル」に基づいて支援計画を策定し、アフターケア担当が原則2年間にわたり、訪問や連絡を取ってフォローしている。退園者の年齢(18歳未満あるいは以上)により、児童相談所あるいは専門のNPO団体に支援を引き継いでいる。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>玄関に「意見箱」を設置し、子どもがいつでも職員に相談できる環境を整えている。満足度調査ではなく年1回子どもの個別のヒアリングを実施している。「暴言、暴力、性的、睡眠、スケール(100点満点での採点)、その他」の項目に沿ってヒアリングを行い、満足度を把握している。「児童自治会」があり、「お楽しみ会」などの行事や駐輪場の管理などを子ども達で行っている。「児童自治会」が独自に各ブロックに「意見箱」を設置しており、自治会担当の職員と定期的に話し合い、携帯電話の所持ルールなど生活全般について意見交換し必要な対応をしている。個別のヒアリングに加え、子どもの尊重を具体化する意味でも、無記名で満足に関する意向調査を定期的に行うなど、継続的な改善課題の発見や対応策の評価・見直しなどさらなる工夫が望まれる。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市の苦情解決・対応・解決の仕組に則り対応している。「横浜市立児童養護施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設苦情解決要綱」を策定し、訴えの内容により、苦情が相談かを判断し対応している。施設の苦情解決責任者を配置し、第三者委員2名を設置している。苦情解決の結果を申出人やこども青少年局に報告し、苦情解決責任者が解決の結果を記録し、個人情報に関するものを除き、年1回以上公表する制度である。また、苦情解決の仕組についてを作成し、苦情対応の取組目と第三者委員を明示し、対応フローでわかりやすく説明し、玄関やブロックごとの入り口に掲示している。また、一人ひとりの子どもに渡している「生活のしおり」に、「いろいろな人に相談してみよう」と明記し、苦情受付窓口を周知している。</p>		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a

<p>【コメント】</p> <p>生活のしおりに「いろいろな人に相談してみましょう」と明記し、玄関には「意見箱」を設置し、児童相談所等の複数の相談方法があることを伝えている。子ども一人ひとりに担当の職員が決められているが、担当の職員以外でも誰にでも相談できる体制がある。また、「児童自治会」が独自に各ブロックに「意見箱」を設置しており、自治会担当の職員と定期的に話し合っている。子どもの相談や要望は、日常の会話の中で出てくることが多く、職員は些細な事でも丁寧に対応しよう心がけ、相談内容をブロック日誌に記録している。また、相談室を設置し、子どもが他人の目を気にすることが無いように配慮している。</p>		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は常に児童の話に耳を傾けるよう配慮し、相談や意見については「生活援助マニュアル」に沿って対応している。出された相談や意見を記録し、迅速にブロック担当の職員間で共有する仕組みがある。また、必要に応じて、連絡会や代表者会議で情報を共有している。すぐに対応できない時でも話を聞く姿勢を児童に示し、いつ対応できるかを児童に伝える等の工夫をしている。</p>		
<b>(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「横浜市児童福祉施設等における事故等の取扱要領」に則って事故予防と発生時の対応を行なっている。また、「事故防止と事故対応マニュアル」を作成し、事故事例やヒヤリハット事例をもとに、具体的な事故防止対策を図っている。ヒヤリハット及び事故は「事件事故報告書」に記録し、内容によって「ブロック会議」や各ブロックの代表職員や看護師などを交えての「代表者会議」で協議し、再発防止策を講じている。園内の鉄棒、滑り台などの遊具は、月1回点検し「遊具点検」に記録している。保護者には主に児童相談所が対応している。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「感染症マニュアル」を整備し、看護師が中心となり、マニュアルに沿って対応している。年に1回、AEDの使用方法に加え、ノロウイルスなどに感染した場合を想定し実践研修を実施している。実際に嘔吐物などへの対応や次亜塩素酸ナトリウム等での室内消毒の方法など、各ブロックの代表職員や新採用職員を対象に看護師による研修を行っている。小舎制の為、ブロックの利用者全員と一部の職員がインフルエンザに罹患する事があり、小ブロックの緊密な生活環境での感染の拡大防止と対応方法の工夫が引き続き課題と認識している。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「防災マニュアル」に沿って対応し、災害発生に備えている。防災マニュアルは、地震編、緊急地震速報編、火災編、大津波編、大震災(避難生活)編があり、状況に応じて見直しを行っている。毎月、地震、火災、津波を想定し避難訓練等を行い、「防災訓練実施記録」に記録している。食料や備品類等は3日分を備蓄している。災害時に用いるヘルメット等について、職員だけでなく子ども達が使用することを想定した準備が求められる。横浜市の「事業継続計画」(BCP)に沿った対応を想定しているが、園が担う機能の特徴を捉え、行動指針と対応体制、優先する事業・業務等からなる園独自の事業継続計画(BCP)の策定が求められる。</p>		
<b>2 養育・支援の質の確保</b>		
<b>(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>標準的な実施方法は、起床対応や洗濯支援など支援全般に関する「生活援助マニュアル」と、主に生活上のルールの運用に関する「マニュアルシート」の2つから成り、内容毎に実施方法や配慮すべき事柄などが明記されている。両マニュアルは、どのブロックからでも閲覧し確認することができる。両マニュアルによる標準的な実施方法を基本とし、各ブロックの子どもの特性などにより、食事時間や生活に関するルールについては、それぞれのブロックで設定して支援をしている。現在、両マニュアルの整理を進めており、体系立てた内容に整備するなど、より使いやすいマニュアルの工夫が期待される。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>標準的な実施方法を明記した「生活援助マニュアル」と「マニュアルシート」の見直しは、ブロックの事情を捉えた職員の意見や、子ども達による「児童自治会」からの意見などを受け、月2回開催の代表者会議で検討するなど随時行っている。また現在、共通の対応が必要になる度に明記し増えてきた両マニュアルの整理に着手している。養育・支援の質の向上のために、検証や見直しの時期と方法を定め、それに向けて課題を洗い出し準備を進めるなど、標準的な実施方法の継続的な活用に向けた仕組みの構築が望まれる。</p>		
<b>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</b>		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>【コメント】</p> <p>年2回の自立支援計画の見直しに併せ、アセスメントを実施し自立支援計画を策定している。アセスメントはブロックごとの担当職員による日々の支援と自立支援計画の達成状況を基にしており、標準的なアセスメントシートは作成されていない。児童相談所と連携し、心理療法担当職員及び他のブロックの支援状況等の情報を基</p>		

<p>に、標準的なアセスメントシートの可能性についての検討が期待される。</p> <p>子どもの心身の状況や生活状況等を把握し、また職員が共通の認識の下で支援を行うために、数項目から成る書式を準備し、それを用いてのアセスメントの実施が求められる。前回の自立支援計画の見直しではなく、アセスメントを通じて把握した支援ニーズ、子ども本人の思い、児童相談所や学校など関係機関の意見などを総合的に検討し、子どもが理解できる目標を設定し、自立支援計画に反映する工夫が望まれる。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>前回の評価・見直しを行い、年度初めに年度の自立支援計画を策定している。「自立支援計画令和5年度版策定要領」を整備している。児童の自立に向けた課題から自立目標は2～3年を目途に設定し、それを踏まえ年度ごとの自立支援目標の達成状況を評価することが明記されている。</p> <p>年度の途中での評価・見直しは修正程度に行っている状況にあるが、職員は、半期ごとに自立支援計画の見直しに合わせてモニタリングを実施し、自立支援目標ごとに達成度を評価している。結果の記録を自立支援計画に明記し、次の自立支援計画に反映している。</p>		
<p><b>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</b></p>		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「マニュアルシート 児童の記録の書き方」を作成し、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように工夫をしている。職員は、自立支援計画に沿った支援を心掛け、日々の記録はブロック日誌に記載し、PDFで保管し職員間の情報の共有を図っている。日々のブロック日誌の記録を月毎に「児童月例記録」としてまとめている。また、健康面や定期健診、通院などについては、看護師が「医療記録」として記録し管理している。自立支援計画の目標に関する支援などについて振り返り評価できるよう、自立支援計画に関連した記録を抽出し、ブロック代表者会議等で検討し、次の自立支援計画に反映している。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「横浜市行政文書管理規則」に則り、子どもの記録を最長30年保存するなど対応している。「横浜市個人情報の保護に関する条例」に則り、個人情報が記載された書類等を管理している。USBメモリーの使用は禁止している。個人情報保護については、市の研修制度により毎月関連する研修を対象の職員が受講している。記録の開示請求については、「情報公開基準マニュアル」で定める横浜市の情報公開制度に則り、市で定めた手続きを踏んで対応している。</p>		
<p><b>内容評価基準 (24項目)</b></p>		
<p><b>A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</b></p>		
<p><b>(1) 子どもの権利擁護</b></p>		<p><b>第三者 評価結果</b></p>
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「令和5年度横浜市三春学園児童援助計画」を策定し、「児童の権利に関する条約」に基づいて取り組むことを明示している。こどもの権利擁護と事故防止に関わる職員用マニュアルとしての生活援助マニュアルの見直しを実施している。職員は、権利侵害の防止と早期発見のため、全職員を対象に全養協の職員セルフチェックを年に2回定期的に実施し、権利侵害の防止に向けて注意を喚起している。</p> <p>子どもについては、全員を対象とし、個別ヒアリングを年1回定期的に実施している。ヒアリング時は、職員2人で聞き手と書き手を担当し、定められた項目に従って行っている。生活上の不安、居住環境、食事、ゲームや携帯電話の取扱い、施設内Wi-Fi環境など日常生活の細部にわたり聞き取った上で、100点満点でのスケールを設けて、児童の満足度を把握している。</p>		
<p><b>(2) 権利について理解を促す取組</b></p>		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>【コメント】</p> <p>入所前に、児童相談所職員により子ども1人ひとりに「こどもの権利ノート」が配布され、施設生活に関わるこどもの権利について説明を実施している。「こどもの権利ノート」は、神奈川県共通のものであり、年少児用と高学年児用の2種類に分かれ、投書用の葉書（切手不要）が挟み込まれている。</p> <p>横浜市は、子どもの権利に関わる内容も含んだ職種別・階層別研修を実施している。児童自治会や、スポーツ活動（施設の部活動やイベント）等を通じ、子どもたちが目標を共有し、相互に声を掛け励まし合ったり、年長児が年少児を思いやったりし、子どもたちが相互に権利擁護の意識を共有できるように配慮している。</p>		
<p><b>(3) 生い立ちを振り返る取組</b></p>		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの生い立ちの振り返りについては、児童相談所と協議し子ども一人ひとりの状況に応じて慎重かつ適切に対応している。職員は、カンファレンスを開いて個々の児童への対応について検討している。また、ブロック会議や連絡会で職員間の情報共有を図り、自分の思いを他人に伝えることが困難になっている子どもの状況について、具体的な対応を確認した上で適切な対応に努めている。在園中に撮影した写真や画像については、子どもの意向を確認し、ブロックごとに各自で整理し保管するように支援している。</p>		
<p><b>(4) 被措置児童等虐待の防止等</b></p>		

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は、「横浜市被措置児童等虐待防止対応取扱要領」に基づいて被措置児童への適切な対応に努めている。権利擁護の取り組みについては、市職員として市民に対して啓発する立場でもあり、着任時に研修を受講し意識の強化を図っている。不適切なかかわりの防止について、施設の代表会議、職員会議等で職員へ周知徹底を図っている。</p> <p>子どもの人権擁護については、全職員が年2回全養協の人権擁護チェックリストを活用し、自らの行動や発言を振り返り注意を喚起している。子どもに対しては、日常生活の中での訴えや相談を職員が把握し、子どもへの不適切な関わりがないことを確認している。また、性教育部会で性や衛生面をテーマに心理士・医務・保育士・社会福祉職が連携し、小学5年生以上の子どもについて内容を検討し情報提供している。</p>		
<p><b>(5) 支援の継続性とアフターケア</b></p>		
①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>入所に際しては児童相談所と連携し、子どもに対する面談や施設見学を通じて、子どもが施設での生活イメージを持てるようにしている。退所に際しては、アフターケア担当専任職員を配置し、原則2年間にわたりフォローし、その中で随時モニタリングを行い、電話連絡や本人来所面談に対応している。本人が連絡を絶つことがある一方で、大学在学中に成績表の受け取りや、結婚や出産の報告等施設と何等かつながりを持つ方もいる。退所児の対応については、児童相談所や相談支援先の委託団体につないでいる。</p>		
②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>高校1年次より、退所後の生活に向けての支援を開始することとしている。横浜市子ども青少年局が専門団体とアフターケアの業務委託を締結しており、子どもの要望や希望に基づいて対応し、委託団体との情報共有を図っている。団体による出張セミナーが用意されており、施設ごと年間計画によりプログラムが提供される。退所後のアフターケアについては、個別に支援計画を策定している。子どもの退所児の年齢により、施設から児童相談所または委託団体に支援を引き継ぐこととしている。高校1年次より、施設担当職員や児童相談所担当者と連携し、対象となる子どもに将来の資金計画を立てるよう指導している。アルバイトに就くなど計画的に退所後の資金を貯めていくよう支援している。施設では、比較的高年齢での受け入れが多い。そのため、入所時には既に児童手当対象外で、他に収入源が無いことがあり、自立した社会生活への移行に向けての支援の課題となっている。</p>		
<p><b>A-2 養育・支援の質の確保</b></p>		
<p><b>(1) 養育・支援の基本</b></p>		<p><b>第三者 評価結果</b></p>
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設を利用している児童は思春期特有の敏感さをもつ高校生が全体の60%近くを占めている。職員は利用者のそれぞれの特性に配慮し、担当職員を配置して支援に当たっている。職員は、「職員が同じ対応をすること」「無理をしないこと」「ともに生活する存在としての職員であること」の3点に特に注意を払い、ブロック会議で児童の日々の生活の状況について共有している。</p> <p>生活支援マニュアルに沿って支援の統一性を心がけ、異なる対応で児童が混乱しないようにしている。職員は個々の利用者との信頼関係の構築に努めている。職員は、個々の児童にとって社会人として必要な生活技術を身に付けることに視点を置いて支援している。</p>		
②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子ども一人ひとりに担当職員が付き子どもの情動に応えるようにしている。ブロックごとに宿直担当職員を配置し、昼夜を問わず子どもが安心できるように配慮している。「生活のしおり」の冒頭に、「学園の子どもたちが知識や経験を通して、自分で考え行動し、その結果に責任を持って生きていけるように応援していきます」「洋服・食事・住むところ・学校などで必要なものは用意します」「あらゆる差別・いじめや暴力から守られます」と明記し、子どもが安心して生活できることを説明している。</p> <p>子どもたちは現在7つのブロックに分かれて生活している。中学生以上は全員個室である。職員による個別外出や外食指導を行っている。担当職員が、1~4名を1グループとして付き添い、子ども一人について年2回の外食を楽しむ機会を設定している。</p>		
③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>自治会を設置し、児童自らが自分たちの要望や課題について話し合っている。「児童自治部会会則」を作成し、施設の児童全員が参加し2名の代表役員を選任している。毎月自治会を開催し、子どもたちが中心となりより良い学園生活について話し合っている。意見箱を設置し、毎月意見箱をチェックしみんなの意見を確認し、子どもの関心の高いスマホ利用のルールや行事の企画を話し合っている。</p> <p>レクリエーションやお楽しみ会、卒園を祝う会、自転車置き場の場所の抽選会等が自治会の検討課題になっている。職員は、前もって職員が準備するのではなく、児童が自ら行動し経験して行くことを大切にしている。</p>		
④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>【コメント】</p> <p>現在の在籍児童は小学校3年生が最年少である。児童の日課は年齢に応じて定めている。小学生は、下校後16時から17時45分までは学習、おやつ、自由時間、入浴の時間である。就寝は20時である。中学生は、18時の夕食後に1時間の学習時間で23時の消灯である。高校生は、部活動やアルバイトなど高校生に対応したルールがある。</p>		



<p>る。</p> <p>年齢に応じた図書、玩具、遊具だけでなく、児童が使えるPCを用意したり、WiFi環境を整備したりしている。高校や大学進学を希望する児童の塾の利用も可能である。現在は、学習、書道、ピアノ、和太鼓、水泳指導のボランティアが定期的に施設を訪問し、児童の支援に当たっている。</p>		
⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの生活援助マニュアルを作成している。小学生、中学生、高校生の個々に応じた生活習慣に係る各種のルールや指導への支援内容についてマニュアルに明記している。職員は、マニュアルに沿って支援し、こどもが基本的な生活習慣を身につけるようにしている。</p> <p>マニュアルは、洗濯、衣類、居室対応、スマホの使用、個人のEメール・LINEのやりとり、買い物等の日常生活の基本的な生活習慣について記述している。外出やゲームに関する事などの中学生の生活ルール、高校への入学等に関する確認事項、アルバイトに関する事、児童の社会常識や社会規範等様々な生活技術の習得につながる内容である。職員は地域社会への参加を図るために、児童が希望する塾や習い事などの地域資源の利用や地域のお祭り等のイベントへの参加を積極的に支援している。</p>		
<p><b>(2) 食生活</b></p>		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>【コメント】</p> <p>栄養士を配置し、外部の業者と連携し日々の子どもたちの食事を提供している。食事はいつもの決まった時間に厨房からブロックごとに運ばれる。各ブロックに電子レンジ、ガスコンロ、冷蔵庫を設置し、汁物やおかずを温めたり食べるときに冷蔵庫から出して提供する等の工夫をしている。各ブロックに台所があり、児童が自分で調理することもできる。</p> <p>体調不良などの際には、自身の居室での食事も可能である。子どもたちは、当番を決めて後片付けなど食事についての約束事をきめて、みんなで食事時間を楽しくするように心がけている。また、献立は施設内で統一しているが、栄養士がブロックごとに児童のリクエストを聞きメニューに反映し、楽しい食事時間になるように配慮している。</p>		
<p><b>(3) 衣生活</b></p>		
①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>年に4回(4月、7月、10月、12月)、衣類購入費を支給し、子どもが自身の希望する衣類を購入できるようにしている。一人で買いに行くことが難しい児童には職員が付き添うようにしている。高齢者の児童が多いため衣類の着用は児童自身の判断に任せているが、清潔で体に合った衣類や季節・TPOに合った衣類を着るように職員が声掛けをしている。小学生までは職員が洗濯し、中学生以上は児童が自分のものを洗濯するようにしている。脱衣場に洗濯機が設置されており、入浴中に洗濯することになっている。</p>		
<p><b>(4) 住生活</b></p>		
①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>【コメント】</p> <p>中学生以上は全員個室であり、施設全体の児童の85%をしめている。小学生を含め持ち物は個人所有である。生活支援マニュアルに、児童の起床対応、病児対応の各ケースの支援の方法と配慮すべきことを明示し、職員に周知している。ドアをノックしながら名前を呼び、返答があるまで待つことや、児童の了解を得てからドアを開けることの徹底等について明記し職員の注意を喚起している。</p> <p>施設の老朽化がすすんでいるが、職員は古いと汚いは違うという考えに立ち、児童の生活するユニットを日常的に清掃し、児童が衛生的な清掃の行き届いた環境で生活できるように支援している。居室の清掃は児童の役割である。また、年に2回は児童と職員と一緒に共用スペースの大掃除をしている。</p>		
<p><b>(5) 健康と安全</b></p>		
①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの健康や服薬内容を児童相談所が把握し、入所時に引き継いでいる。内科と眼科の健康診断は、年1回は園で実施し、もう1回は学校での健診結果を入手し記録している。飲み忘れを防ぐために、子ども一人ひとりの薬は医務室でセットし、各ブロックに渡して服薬を管理している。退所を控えた子どもに対しては、自己管理できるよう指導している。看護師が内服の確認などを兼ねて、各ブロックを毎日巡回し、子どもの健康状態を確認している。通院している子どもが半数程度である。必要に応じて職員が受診に同行するなど支援している。年に1回、AEDの使用方法に加え、ノロウイルスなどに感染した場合を想定し、実際に嘔吐物などへの対応や室内消毒の方法など、各ブロックの代表職員や新採用職員を対象に看護師による研修を行っている。</p>		
<p><b>(6) 性に関する教育</b></p>		
①	A16 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>【コメント】</p> <p>各ブロックの代表職員、係長、医務、心理で構成される「性教育部会」が、子どもの年齢や発達に応じた年間の性教育カリキュラムを作り、各ブロックに配布し日常の支援に活かしている。最近SNSの問題が顕著になり、性教育カリキュラムでも取り上げている。性教育は、原則として学年ごと男女別に行っている。恋愛のことや、彼氏、彼女のことなど、子どもが話を受け入れやすい状況をとらえて話すよう工夫している。内容によっては、個別に声を掛けて説明するなど工夫している。</p>		

<b>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</b>		
①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「生活のしおり」を渡し、子どもの年齢や学年に応じた生活のルール等を明示し子どもに周知している。子どもの問題行動に対しては、行動を起こす児童への配慮、周囲の児童への安全を確保した上で、児童相談所と協議を重ね、個々の子どもの状況に応じ、その子どもにとって最善の対応ができるようにしている。無断外出や無断外泊を繰り返す子どもに対しては、警察に相談したり、環境を変えて振り返りを促すために、児童相談所に一時保護を依頼するなど、連携して対応している。</p>		
②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>年度末に子ども一人ひとりの希望を聞き、子ども同士の関係性や年齢、性別などを考慮して各ブロックの子どもの配置を決めている。職員については、経験年数などを考慮しブロック毎のバランスを取りながら配置している。職員の対応が手薄になる場合には、他ブロックの職員やアフターケア職員が応援に入る仕組みがある。学校には、子ども同志の人間関係に配慮し、「マニュアルシート 小中クラス編成」に沿って、同じブロックの同じ性別の子どもが同じクラスにならないよう学校に依頼している。ブロック内では、スペースにより男女を別々の空間にするなどの工夫している。</p>		
<b>(8) 心理的ケア</b>		
①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>心理士2名を配置している。園内での心理的ケアを必要とする子どもは10名程度である。入所時に児童相談所との引継ぎで心理的ケアの継続が必要な子どもがいる。入所時のアセスメントや日常の様子から必要と判断した子ども、カウンセリングに関する掲示を見て希望し自発的に来談する子どもなど、心理的ケアを受けるきっかけは様々である。</p> <p>子ども毎に、自立支援計画の下、心理支援プログラムを作成し支援している。心理カウンセリングは、1人ひとこま50分で、箱庭などの設備や環境が整えられた心理室で行っている。職員は日常的に心理士に助言を仰ぐなどして連携して支援している。また、心理士は、必要に応じて児童相談所の児童心理司に助言を仰ぐなど、児童相談所とも連携し対応している。</p>		
<b>(9) 学習・進学支援、進路支援等</b>		
①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>中学生以上の子どもには個室を用意し、個室で勉強できるようにしている。中学生は8時から9時を学習時間とし、皆で勉強する環境を工夫している。小学生は主にリビングで学習し必要に応じて職員が指導している。3名の学習ボランティアが曜日毎に来園し、会議室で、小学生45分、中学生1時間を目安に個別に学習をみている。受験などを控え、希望する子どもは公費で通塾している。現在中学3年生は全員、高校生も通っている。職員は自己肯定感を育むために、些細な事でも受け止めて、褒める場面を大切にするなど工夫している。</p>		
②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>殆どの子どもは、中学卒業後高校に進学する。高校卒業後の進路は、今年は就職5名、進学が5名である。学校との連携に加え、自己決定や進路指導などの支援メニューを持つ委託業者と連携し、子どもと話し合い自己決定できるよう支援している。学校を中退したり不登校となった子どもや、就労や就労に向けた支援をしながら施設入所を継続したり措置延長しながらの支援はしていない。学園での生活が困難になった児童については、関係機関と連携して居住先や就労について支援を行っている。</p>		
③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>職場実習や職場体験は、実習先の開拓や調整などの支援メニューを持つ委託業者と連携し取り組んでいる。職員が子ども達に委託業者の支援メニューを説明し、委託業者による支援が受けられるよう調整している。職場実習でのOJTを通じて、働くマナーなど基本的な心構えなどを学ぶ機会となっている。高校生のアルバイトは、子ども達が自分で見つけてくる。社会経験の拡大と進路に向けた資金確保の目的で、積極的に勧めている。アルバイトを1日で辞めてしまう子どももいれば、長く続ける子どももいる。いずれも自立に向けた必要な経験となっている。</p>		
<b>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</b>		
①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>家族関係が難しい児童が多いため、家族調整は児童相談所が主に担い行っている。園としては、家庭支援専門相談員1名、アフターケア担当職員1名を配置し、帰宅日時の調整などを通じて親子関係再構築のための支援をおこなっている。基本的に外出を許可するかどうかは、児童相談所も含めて調整している。家庭との関係が良好で、頻繁に一緒に外出したり外泊したりする子どももいる。その情報を児童相談所に報告し、常に連携を図っている。</p>		
<b>(11) 親子関係の再構築支援</b>		
①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a

【コメント】

家庭支援専門相談員を配置し、施設の子ども全体について親子関係再構築のための支援方針を施設内で共有している。親子関係再構築のための支援は児童相談所が主に担っている。家族交流が可能な児童は、外出や外泊などの交流を通じて関係修復が進むよう、児童相談所と連携して支援している。